

『現代保険学——伝統的保険学の再評価』の論理

小 川 浩 昭

目 次

1. 本稿の位置づけ
2. 基本姿勢
3. 構成
4. 独自性
5. 先行業績との関係
6. 課題

1. 本稿の位置づけ

拙著『現代保険学——伝統的保険学の再評価』（小川[2008]）の批評会の機会をいただき、本書の主要な論理構成、主張、先行業績との関係などについて報告を行った¹⁾。本稿は、その報告に対して頂戴した質問、批判をもとに報告内容に加筆・補正したものであるが、大幅な加筆となっている。それは次の理由による。

1) 本報告は、一橋大学保険ワークショップで行った報告（『現代保険学——伝統的保険学の再評価』九州大学出版会、2008年をめぐって）である。一橋大学教授米山高生先生のご厚意により実現したもので、米山先生には心よりお礼申し上げます。また、日本大学准教授岡田太先生にはコメンテーターをお引き受けいただき、多くの有益なコメントをしていただきました。心より感謝申し上げます。当日ご参加いただき、有益なご意見をくださった先生方にもお礼申し上げます。

できるだけ図表を用いた報告を試み、当初多くの図表を用意したが、報告を制限時間60分以内におさめるために大幅にカットした。本稿では、カットした図表およびそれに関わる論述をできるだけ含めたからである。図表を多用したのは、自分の考えを改めて図表にすることによって、いろいろな欠点を確認できると考えたからである。また、本稿ではどこに独自性があるのかを強調して報告内容よりもメリハリをつけたので、報告内容と構成が異なる。さらに、席上頂戴したさまざまな質問・批判は、論点が具体的なものを含めて、問題意識がかなり重なっていると思われ、むしろ、今後の研究指針とすべき大きな問題点であると感じられた。そこで、個別の修正等を行わず、「6. 課題」として、今後の研究指針といった観点でまとめた。

本稿の目的は、批評会を生かして拙著を確かなステップとし、さらに研究を発展させることにある。

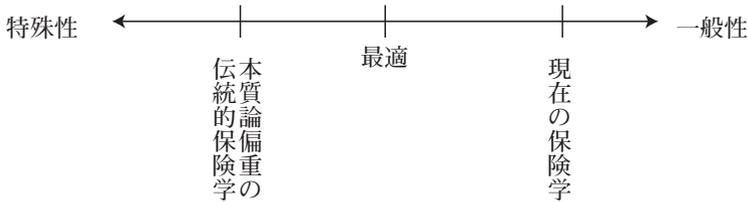
2. 基本姿勢

本書のタイトルを「現代保険学」とし、サブ・タイトルを「伝統的保険学の再評価」としたのは、次の理由からである。学問は先人の業績を批判的に乗り越えることによって発展するといえるが、現在の保険学では伝統的保険学が蔑ろにされ、先人の業績を乗り越えるという姿勢に乏しいので、保険学はいかにあるべきか、どのような方向を目指すべきかという想いをこめて、すなわち、現代保険学のあり方および方向性を論じようということで「現代保険学」とした。しかし、これをタイトルとすると、テキストと誤解されそうなので、現代保険学が目指すべき具体的な方向性をサブ・タイトルとすることとし、「伝統的保険学の再評価」とした。

本書で想定する伝統的保険学とは、戦前から形成されてきた保険の本質を重視することを特徴とする保険学である。特に、戦後の様々な論争において常に中心的役割を果たした庭田範秋博士の保険学、庭田保険学を中心に考えている。伝統的保険学が蔑ろにされている問題意識の裏返しとして伝統的保険学の再評価となるが、この問題意識は保険学の安易な隣接科学への依存、特に金融論への依存を意味し、換言すれば「保険と金融の融合」と称して過度に保険と金融

の同質性が重視されているということに対するものである。したがって、同質性に対してもっと異質性に配慮すべきということである。同質性、異質性という表現をかつてしばしば指摘された保険学の一般性と特殊性の議論に引きつけて考えると、図1のような関係である。

図1. 保険学における一般性と特殊性



保険という特殊な制度の分析において、特殊であるからとして分析手法も専ら特殊であるならば、他の学問との交流もなされず、保険学は孤立化するであろう。保険の本質重視の伝統的保険学では、かつて各自が独自の保険学説を展開しなければならぬかのような過度な本質論争に陥り、非常に特殊な世界に入り込んでしまったといえる。その様な保険学の特殊性に対する批判が高まり、1980年代後半ぐらいからは一般性が重視されることとなった。しかし、伝統的保険学に対する批判は反動も加わり、本質論排除、特殊性排除の傾向が強まり、現在は保険本質論に対するアレルギー体質を伴った過度な一般性の議論となってしまっているのではないかと。もともと、一般性、特殊性あるいは同質性、異質性は二者択一の関係にあるのではなく、両者がバランスよく組み合わせられて、適切な分析がなされるのであろう。分析対象が特殊なものでも、一般的な分析手法を適用することによって他との比較が可能となり、比較を通じてその特殊性・個性が浮かび上がるという面があろう。特殊な制度の保険に対しても、一般的な分析を適用するのが妥当であろう。こうした一般性、特殊性のバランスは、いわば学問に普遍的に要請されるものといえようが、図1で左を特殊性の極、右を一般性の極とし、両者の組み合わせの理想状態を真中の最適で表せば、本質論偏重に陥った伝統的保険学は過度な特殊性の学問といえるのに対して、

現在の保険学は過度な一般性の学問となっているのではないかということである。したがって、目指すべき方向は、左の方向、本質論重視の伝統的保険学となり、かくして伝統的保険学の再評価としたのである。もっとも、これはかなり割り切った単純化した議論であり、私的保険・公的保険の動揺によって複雑化しているという後述する現代の保険現象の特徴から、本質論を重視すべきであるとしていることが、本質論重視の伝統的保険学の再評価という考えの根拠となっている。

3. 構成

目次で本書の構成を示すと次の通りである。

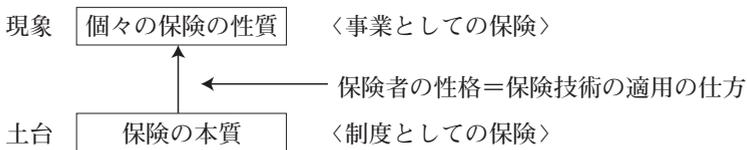
- 第1章 保険学の課題
- 第2章 保険の本質
- 第3章 保険の歴史と分類
- 第4章 保険の相互扶助性
- 第5章 保険学と隣接科学
- 第6章 相互会社の考察
- 第7章 保険金融論
- 第8章 保険代替現象
- 第9章 Alternative Risk Finance
- 第10章 今後の保険学

第1章は総論部分で、本書で展開する課題を設定している。伝統的保険学の再評価ということでは保険の本質を重視するというのが本書の大きな特徴の一つであるが、この点を前面に出すために近藤文二博士の保険学説「保険技術説（共通準備財産説）」を取り上げるところから議論を開始している。保険現象の特徴は、多種・多様な保険の存在であるが、近藤博士は多種・多様な保険の共通要素を見出すことを放棄し、技術でしか把握できないとするものである。しかし、共通性こそが本質といえるのでこれでは本質論の体をなさないこととな

り、あくまで共通性＝本質を見出す姿勢を保持すべきとした。

保険の本質を考えるにあたって、制度としての保険が事業として営まれて成立している点に注意を要する。この点から、「制度としての保険」と「事業としての保険」の視点を導き出し、制度としての共通性が保険の本質とし、それが事業として営まれる過程で運営主体・経営主体の性格が反映されるとした。また、その場合の運営主体・経営主体の性格の反映は、保険技術の適用の仕方によるとした。近藤博士の重視する保険技術を保険に合理性を發揮させる業とし、それをもって保険の本質とするのではなく、保険者が主体性を發揮する道具として捉え、個々の保険の性質を規定するものとしたのである。こうして、制度、事業、保険企業、保険技術を使って、保険の本質（共通性）と個々の保険の性質（個別性）の関係を示した（図2参照）。共通性との関係で保険の本質解明を課題（課題1）とし、個別性との関係で保険史、保険の分類を一体化させる考察を行うことを課題（課題2）とした。

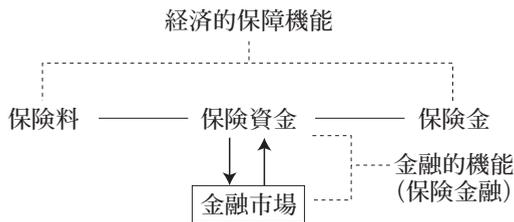
図2. 保険の本質と個々の保険の性質



ところで、保険現象は、保険料——保険資金——保険金として現れる。この貨幣の流れで、保険の本来的機能である経済的保障機能が發揮されるが、同時に保険者の手元に保険資金が蓄積されることから保険者はこれを金融市場に投資運用する。これが保険の金融的機能であり、保険の経済的保障機能と金融的機能を保険の二大機能として捉えた（図3参照）。そして、保険の金融的機能を考察する保険金融論の構築を課題（課題3）とした。保険の金融的側面としては、保険自体がもともと経済的保障を達成するために独特な貨幣の流れを形成し、この点で一種の金融といえるが、デリバティブの発達、金融のグローバ

ル化等から保険のリスクファイナンスとしての側面が隣接科学である金融論や金融工学で注目されたり、保険リスクを金融市場に転嫁する現象や金融コングロマリット化によって、学問の関係も含めて様々な局面で保険と金融が密接になってきた。保険を代替する現象や保険と金融が錯綜する現象が見られ、保険と金融の錯綜現象・保険代替現象の分析も保険学の課題（課題4）とした。これを私的保険の動揺に関わる課題とすれば、公的保険の動揺によって導かれる課題として、次のものを指摘した。

図3. 保険の二大機能



市場経済化・金融グローバル化によるメガ・コンピティションによって、社会保障制度のサステナビリティが問題とされている。社会保険は社会保障制度の中核的な制度の一つであり、社会保険の分析に当然保険学の貢献が期待される場所であるが、保険学は無視されているといえ、社会保障の改革論議に積極的に関わっていくことを課題（課題5）とした。また、市場経済化で小さな政府が指向されることによって、公的保障のあり方が問われているともいえ、公的保障を含めた経済的保障の体系がいかにあるべきかを分析することも課題（課題6）とした。

社会経済の変化によって保険学と隣接科学、特に、金融論、社会保障論・社会政策学との関係が重要となってきているので、これらの隣接科学との間に生産的関係を築くことを課題（課題7）とした。

以上の課題を列挙すれば、下記の通りである。

課題

1. 保険の本質解明
2. 保険史、保険の分類の一体的考察
3. 保険金融論の構築
4. 保険と金融の錯綜現象・保険代替現象の考察
5. 社会保障論議への積極的な関わり
6. 経済的保障体系の考察
7. 隣接科学との生産的な関係の構築

これらの課題について考察するために、各章を次のように配置した。

第2章では、保険の本質重視の立場から、課題1への対応として保険本質論の考察を行った。ここでは自らの保険本質論上の立場・予備貨幣再分配説支持の立場を明らかにした。

第3章では、課題2への対応として保険史と保険の分類の考察を行った。最終的な目的は俯瞰的に保険の全体像を把握し、いかに経済的保障の体系はあるべきかの考察といえるので、課題6への対応にもなっている。課題6への対応であるから当然課題5、7との関係もあるが、この点に関しては、社会政策学の歴史的考察についての批判という限定的な考察である。

第4章では、保険本質論・課題1との関係で現代保険学の枠組みとして提示した「個々の保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定される」との見解を保険の相互扶助性の考察を通じて論証している。保険の相互扶助性の把握は、伝統的保険学にししば向けられた批判点であるが、その批判の克服をも兼ねている。

第5章では、現在の保険学に対する問題意識に基づきながら課題7への対応として、隣接科学の保険の考察について批判した。本章で、伝統的保険学との関係から、次のような課題を導き出した。

- (1) 既存の理論の再評価
- (2) 相互会社の考察

(3) 保険金融論の構築

(4) ARTの理論的考察

(1) については、過去の様々な論争を重視し、適宜論争を取り上げての考察と、各章で設定した問題と同じような過去の問題設定との比較検討を通じて、先人の業績を重視するという形で対応することとしたが、直接的には結論の第10章においてその必要性について言及した。

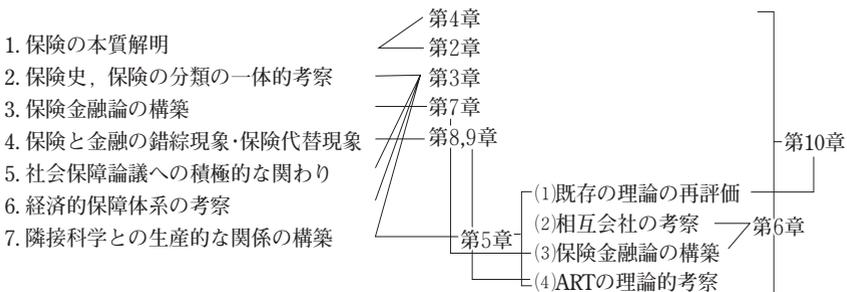
(2) については、第6章で考察した。ここでは保険金融の位置づけについても考察しているので、課題3ないしは(3)についての考察も含まれる。

(3) は課題3と重複するが、かなり独自性の強い主張なので重複を厭わなかった。(3) については、第7章で考察した。

(4) については、これが課題4に含まれるので、課題4についての考察を行う第8、9章で考察した。

課題と各章の関係として整理すれば図4のとおりであり、全体の要約的な説明を含む第1章は本書の見取り図といえ、第2章以下で設定した課題について取り組んでいる。図4のように各課題と各章が単純に対応しておらず、第1章で設定した7つの課題はおおむね第5章までで論じられ、第5章でさらにやや具体的な次元で設定した課題は第6章以下で論じている。このように課題と章の関係が複雑になったのは、設定した課題を個々に十分深める水準に研究水準が到達しておらず、課題の設定およびその達成に向けた全体像をできるだけ理論的、体系的に考察することに努めたからである。

図4. 課題と各章の関係



4. 独自性

本書の独自性がどこにあるのかという観点から、各章を再び取り上げよう。第1章はすでに詳述したので、第2章以下を取り上げる。

第2章は、独立した章として保険本質論を考察している。独立した章を当ててこれだけ本格的に保険本質論を取り上げること自体が、現在の保険学においては、極めて独自性があるといえよう。もっとも、逆にこの点が批判的とされるかもしれない。保険本質論の内容としては、予備貨幣再分配説支持の立場を明らかにするために、同説の先行業績といえる経済的保障説との比較検討を通じてその妥当性を考察するという方法をとった。直接的には両学説の比較であるが、新たな学説は従来学説に対する批判的形態として現れるという点を重視したため、経済的保障説が批判的に乗り越えようとした学説を経済準備説と考え、個別の保険学説の考察は経済準備説から行っている。新たな学説は従来学説に対する批判的形態として現れるという視点から、各保険学説の特徴(批判的形態)を表1のように把握した。

表1. 保険学説

保険学説	批判的形態
経済準備説 経済的保障説 予備貨幣再分配説	歴史性, 客観性, 一元性 総合的定義, 融合的定義 混合経済下の保険の把握

経済準備説は、歴史性、客観性、一元性の三つの喚問を首尾よく通過した学説はないと従来学説を批判する印南博吉博士によって提唱された。しかし、生命保険と損害保険の包摂は指向されるものの、社会保険の包摂は放棄されているといえ、経済準備という広い概念で保険を把握しながら実は私的保険事業の保険の定義に過ぎないというのが経済準備説であるとした。この経済準備説に対する評価は独自のものである。

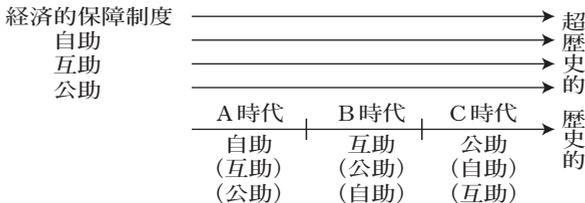
経済的保障説を経済準備説の批判的形態と捉え、その批判点を社会保険の包摂の放棄と金融的機能の把握を想定していない点に求め、協同組合保険、社会保険の包摂を試みる保険の総合的定義、保険の経済的保障機能と金融的機能の

融合的定義にその批判的形態を求めた。総合的定義、融合的定義は学説提唱者である庭田博士自身による自己評価であるが、社会保険の包摂放棄、金融的機能を想定外とする点を経済準備説に対する批判点としているのは、独自の解釈である。

予備貨幣再分配説は、提唱者の真屋尚生博士自身が明言するように、経済的保障説の批判的形態である。真屋博士の経済的保障説に対する批判点は経済的保障の把握に関わる点と予備貨幣蓄積概念についてであるが、前者については支持するものの、後者については批判を試みた。もちろん、これは独自の批判である。また、ここでは両学説、または、提唱者である庭田、真屋両博士の比較を行っているが、保険の原理・原則観と社会保険観は密接に関連するとして行っている考察は、独自のものである。予備貨幣再分配説の経済的保障説に対する批判的形態を混合経済下における保険の把握に求めたこと、消極的意義、積極的意義として予備貨幣再分配説の意義を考察していることも、独自のものである。

第3章は、保険の歴史と分類の一体化を通じて現代保険の俯瞰的把握が可能になるとの発想に基づいており、この発想自体が独自のものである。第2章の考察で保険を経済的保障制度としたことから、保険の歴史を経済的保障制度の歴史の中で位置付けている。保険史において、保険的制度の考察として古代からさかのぼる考察はかなり一般的なものと見えるが、保険的制度の考察ではなく、保険の本質と結びつけて、経済的保障制度として経済的保障史の考察としている点は独自性の強いものである。この考察において、経済的保障の普遍的原理を自助・互助・公助にもとめ、これらは普遍的な超歴史的存在であるが、この3原理の組み合わせによって各社会・各時代の経済的保障制度が形成されるので、この点からは経済的保障制度形成原理は歴史的であるとした(図5参照)。

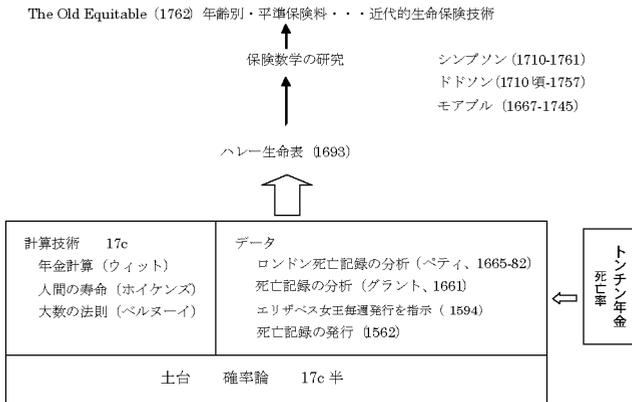
図5. 経済的保障制度とその原理



(注) 各時代の原理でカッコのないものはその時代の主役の原理、カッコのあるものは脇役の原理を意味し、その組み合わせをもって歴史的とする。

このように、全体的な体系だての面では独自性が強いが、歴史そのものを深く掘り下げることが目的ではないこともあり、具体的な歴史的分析については先行業績に基づいており、ほとんど独自性はない。ただし、保険技術のところで、簡単ではあるが、独自の保険技術史を展開している。史実そのものは独自性がなく先行業績に従っているが、近代保険の成立を考察するにあたって保険技術史が必要であるとの認識のもとに、保険技術史の構成要素を計算技術とデータに求め、両者が発展し統合したところで近代保険技術が成立するという独自の見解を示した（図6参照）。また、後述の「経済的弱者の保険」も独自の分析といえる。

図6. 保険技術史



(注) The Old Equitable の正式名称は、
The Society for Equitable Assurance or Lives and Survivorships である。

ところで、資本主義社会を商業資本主義、産業資本主義、金融資本主義、福祉国家主義に時代区分している（図7参照）。「福祉国家主義」という用語は一般的な用語ではないが、庭田 [1995] に従っているため、独自のものではない。福祉国家における経済的保障の特徴を三層構造とし、現代社会を福祉国家が動揺している社会とすることで、現代を把握する土台を福祉国家に求めている。このような見解の妥当性を保険の分類の観点から考察することで保険史と保険の分類の接合を図っているが、前述の保険の歴史と分類の一体化を通じた現代

保険の俯瞰的把握が可能になるとの発想に基づくものである。このように庭田保険学の批判的継承を指向する本書はあらゆる点で庭田保険学を意識しているといえるが、保険史については水島一也博士の所説に依拠している。すなわち、保険の近代化の要件を合理的保険料率算出とそのような料率を適用して保険団体を形成することができる社会経済的基盤が整うことの二つに求め、後者の条件が整うのは産業革命以後であるとしていることである(水島 [1985])。この認識に基づき「保険の近代化」を捉え、また独自の範疇として提示した「経済的弱者の保険」によって「保険が社会化」したとし、さらに戦後の福祉国家化のもとで「保険の混合経済化」が生じたとして、図7のように保険の生成・発展のキーワードを「保険の近代化」、「保険の社会化」、「保険の混合経済化」に求め、保険の近代化に「保険技術の近代化」が先行したとして、前述の独自の保険技術史を展開した。

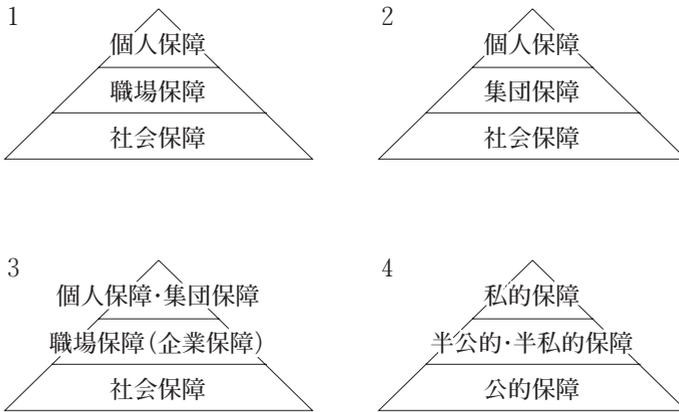
図7. 保険の歴史

前近代	近代			
	商業資本主義	産業資本主義	金融資本主義	福祉国家主義
保険類似の制度	原始的保険	近代保険		
		保険の近代化	保険の社会化	保険の混合経済化
	保険技術の近代化			

歴史と分類の接合は、具体的には経済的保障の三層構造によって行われている。すなわち、経済的保障の三層構造にうまく納まる保険の分類ということである。図8の1の社会保障・職場保障・個人保障をもって三層構造とする通説的見解に対して、集団保障を重視して社会保障・集団保障・個人保障をもって三層構造とする図8の2の真屋博士の見解を対比するが、協同組合保険と会社保険の競合関係から明らかなように、個人保障と集団保障は競合関係にあるといえる。したがって、集団保障を中間層として把握することはできないとして図8の3のように捉えた。通説的な職場保障が中間層であろう。ただし、より一般的には混合経済を重視して、図8の4のような公的保障、私的保障を中心

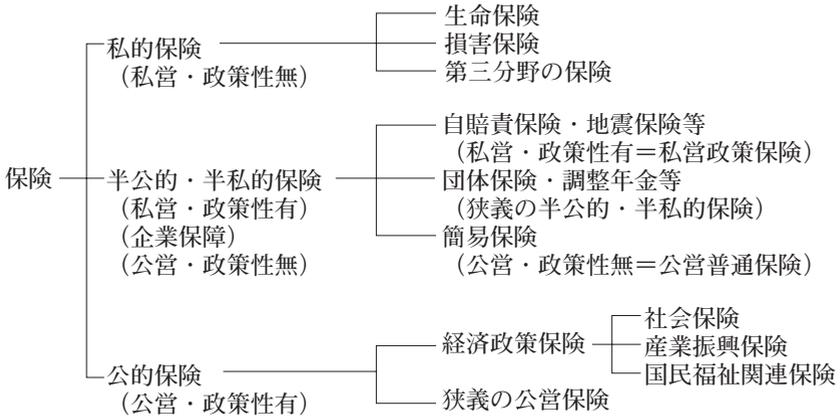
に中間層として半公的・半私的保障の三層構造として把握できると考えた。それに対応して、保険も公的保険，半公的・半私的保険，私的保険の三層構造として把握できる。この中間層半公的・半私的保険をより詳細に規定するために、真屋博士の公的保険の分類に注目した。

図8. 経済的保障の三層構造



真屋博士は、保険の経営主体（公営保険・私営保険）、政策性の有無（経済政策保険・普通保険）から公的保険を規定しており、それは公的保険＝公営・政策性ありの保険とするものである。これに従えば、私的保険＝私営・政策性なしとなろう。そうすると、「公営・政策性なし」、「私営・政策性あり」の場合が残るが、両者は性格的に半公的・半私的保険に含めることができるであろう。こうして、半公的保険・半私的保険は、狭義とでもいべき職場保障または企業保障の保険と「公営・政策性なし」の保険、「私営・政策性あり」の保険となる。このように規定した半公的・半私的保険を中間層としつつ、保険の三層構造把握として、わが国の保険を図9のように俯瞰的に把握した。

図9. 保険の体系



(注) 日本郵政公社民営化前を前提とする。

(出所) 小川 [2008] p.66, 図3.6。

なお、図9では公的保険の分類も含まれているが、この分類は真屋博士に従っている。以上の保険の分類の議論における独自性は、半公的・半私的保険の範疇の規定にあるといえよう。また、これを中間層として公的保険、半公的・半私的保険、私的保険の三層構造で保険の俯瞰的把握を試みている点である。

続いて第3章では補論として「経済的弱者の保険」を取り上げているが、これは前述のとおり独自のものであり、社会政策学との接点として用意したものである。隣接科学との接点を設定すべきという認識に基づくが、この認識自体も独自性が強い。

第4章は保険の相互扶助性を取り上げているが、過去の論争を取り上げながらこのように独立した章として大々的に取り上げていることが独自のものである。しかも、この考察を通じて、「個々の生きた制度としての保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定される」ということを明らかにしようとしていることは、独自のものである。

まず、いかにわが国では保険相互扶助制度論が根強いのかを見た。保険業界、

保険行政、保険学界に分けてそれぞれ眺めたが、保険学界については過去の論争を取り上げて考察を深めた。論争としては1977年度の日本保険学会大会を契機とした論争、その一部ともいえるが『インシュアランス』アンケートにおける論争、連続説と非連続説との論争である。伝統的保険学の再評価という視角からすれば、こうした過去の論争自体をしっかりとカバーすることが重要であると考え、本章に限らず過去の論争を重視している点は独自性の強いところといえよう。

日本保険学会大会を契機とした論争については、庭田博士の評価を取り上げつつ、次のような独自の評価を行った。技術的相互性をもって相互扶助とできるかどうか争点であったにもかかわらず、議論を深めるための努力がなされなかったため論争の実りは大きくなかったが、保険の相互扶助性をめぐる考察の問題設定に当って、保険企業の存在が重要であるという示唆を含む点において注目すべき論争である。

次に、連続説と非連続説による論争を取り上げた。これは保険を相互扶助の近代化したものと捉えるか否かの論争である。経済的保障原理と結びつく考察がなされ、原始的保険、保険類似制度などの術語のあいまいさが明らかにされたという点で保険史への貢献が大きかった。この評価は独自のものである。

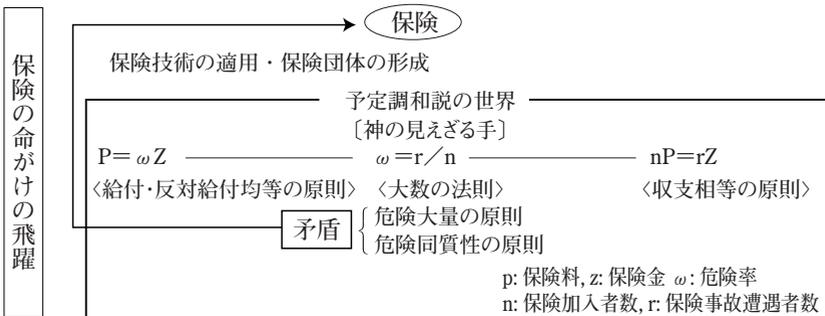
そして、本書の考察において中心を占める庭田保険学の相互扶助性について考察を加えた。庭田博士が独立した著書においてはじめて保険学説を提唱した庭田 [1960] から保険の相互扶助性が定義文に現れる庭田 [1995] までの文献、庭田 [1960, 1962, 1964, 1966, 1970, 1972, 1973, 1974, 1976a, 1976b, 1976c, 1978, 1979a, 1979b, 1979c, 1981, 1982, 1983, 1985, 1986a, 1986b, 1987, 1988, 1989, 1990, 1992, 1993, 1995] における保険の相互扶助性についての考察を取り上げた。初期の文献では保険の相互扶助性について否定的と思われるが、徐々に保険の相互扶助性に言及するようになり、そして、独特の相互扶助観が示唆されるようになり、ついには独特の相互扶助観が示され、定義文にまで昇華したと捉えた。庭田博士の保険相互扶助制度論は、技術的相互性をもってなぜ相互扶助とできるかということを理論的に説明しようとの試みといえ、その姿勢は保険相互扶助制度論者として正しいが、その独

特の相互扶助観は理解できない。しかし、相互扶助という用語に科学的説明を与えようとし、保険の本質と保険企業の本質を峻別している点で庭田保険学は卓越した保険相互扶助制度論であるとした。このような庭田保険学に対する評価は、もちろん、独自のものである。

卓越した庭田保険学の保険相互扶助制度論を批判的に乗り越えるために、保険の本質と保険企業の本質との関係について、庭田博士と石田重森博士の見解を比較することにより考察した。両者とも保険の本質と保険企業の本質を峻別するが、庭田博士は「保険の本質にプラスアルファされて保険企業の本質が出てくる」とするのに対して、石田博士は「保険の本質に保険企業の性格がプラスアルファされて個々・具体的な保険の性格が決まる」としている。石田博士の適切な経済準備説に対する批判に示唆されるように、この石田博士の見解は「制度としての保険」と「事業としての保険」を峻別し、保険企業を介在させながら保険の本質と個々具体的な保険の性質との関係を見事に説明している。そこで、この見解を先行業績として、個々の具体的な保険には、保険企業の主体性が反映され则认为、その主体性発揮が保険の運営の仕方＝保険技術の適用の仕方であるとした。

この点の理論的な枠組みをスミス（Adam Smith）とマルクス（Karl Marx）によって構築した（図10参照）。すなわち、大数の法則を介した保険の二大原則の関係はスミスのな予定調和説の世界であり、実際に保険団体が形成される

図10. 保険における「予定調和」と「命がけの飛躍」



ためにはマルクスのいう「商品の命がけの飛躍」に匹敵する「保険の命がけの飛躍」が必要であり、保険に命がけの飛躍をさせるのが保険技術であるとした。以上のスミス、マルクスによる理論的枠組みおよびそれに基づく論理の展開は、独自のものである。そして、これを保険理論の核心部分とした。

以上の理論的枠組みを用意した上で、石田博士を先行業績とする保険の相互扶助性の考察を行った。結論として、制度として共通の本質が各種保険にはあるが、事業として営まれる過程で保険の運営主体・経営主体の性格が反映されるとの石田博士の見解を支持した。そのような性格の反映として保険の相互扶助性が考えられるに過ぎない（図11参照）。かくして、個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性＝保険企業によって規定されるという独自の考えが導かれるとともに、伝統的保険学にみられる保険の相互扶助性の議論を乗り越えたことになると考えた（図12参照）。

図11. 保険の本質と保険企業の本質の峻別（基本的に図2と同じ）

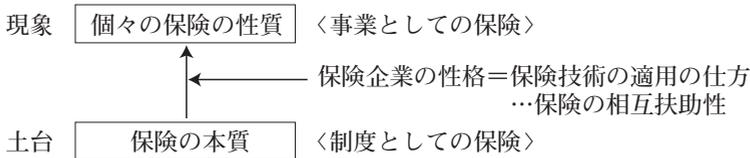
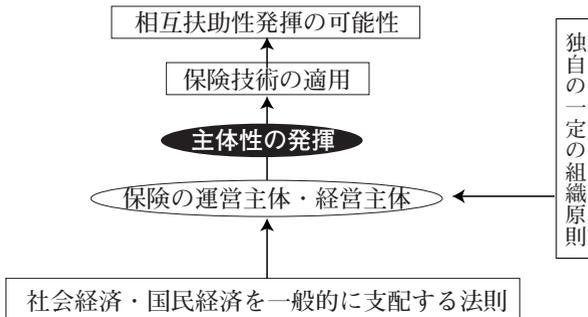


図12. 保険の運営主体・経営主体



第5章では保険学と隣接科学の関係について考察することにより、保険学の目指すべき方向性を示すとともに、後の議論のための課題を引き出している。ここでの問題意識は、現在の保険学が伝統的保険学を蔑ろにし、安易に新しい金融論に依存しているとして、伝統的保険学の意義と限界を踏まえて金融論等を取り入れるべきであるということである。この問題意識自体が独自のものである。

まず、従来の金融論における保険把握について考察している。従来の金融論の中心を金融機関を重視し、直接金融、間接金融という分類で金融仲介機関を把握するガーレイ＝ショー（Guley＝Show）の研究（Guley＝Show[1960]、桜井訳[1967]）に求めた。ガーレイ＝ショーでは、金融資産・金融機関として一括りにして保険の特殊性を軽視しており、金融論の一般的な枠組みで保険が分析される前兆となったといえる。しかし、保険の機能は貸借機能ではなくあくまで経済的保障機能であろうから、ガーレイ＝ショー的な保険の把握は、金融全体を捉える上での便宜的な理解とすべきである。ガーレイ＝ショー前後の文献を含めて考察し、従来の金融論の議論を「便宜的な保険と金融の同質性重視の議論」とした。

これに対して新しい金融論は、アメリカの金融革命を背景として、従来の業態別規制に否定的で規制緩和を主張する。金融機関毎の異質性を軽視しており、従来の金融論の同質性の議論が便宜性を帯びたので金融機関の垣根撤廃の主張となっていないのに対して、新しい金融論は金融を過度に抽象的に捉え、同質性の議論が異なる次元に入り、金融機関の垣根撤廃の議論も展開される。より考察を深めるために、新しい金融論を情報の経済学、金融工学に分けて考察した。

情報の経済学について一応の整理をした上で、保険との関係では情報の経済学が保険契約者を情報優位者、保険者を情報劣位者としていること、情報劣位者である保険者には個々の危険率の算出は不可能で平均的な危険率の算出しかできないとしていることを確認して、社会保険、保険企業形態論、金融論の保険についての考察を行った。

社会保険に関しては、東洋経済新報社読本シリーズの『社会保障読本』（地

主＝堀編[2001]，堀編[2004])を取り上げて考察した。もともと、個々の契約の危険率の正確な測定には限界があるので、保険者にとっても保険契約者にとっても正確な危険率はわからないという「情報の欠如」の状況にあるといえ、単純に保険契約者を情報優位者、保険者を情報劣位者とはできないにもかかわらず、安易な情報の経済学の適用が見られると批判した。そのことによって、社会保険の本来の目的や性格が失念されている。加えて、同書における「公的保険」、「公保険」といった用語の使い方に、社会保障論の保険学軽視の動向が現われているとした。ただし、保険学軽視の背景には、「俯瞰的な保険の分類ができていない」、「社会保険に関する研究が不十分である」という保険学サイドの弱点があることも同時に指摘した。これらの点を踏まえながらも、社会保険の分析においては、情報の経済学ではなく、もっと保険学の成果に学ぶ余地があり、保険学は社会保険に関する議論に積極的に関わることで、保険の意義と限界をより深く考えることができるとした。ここでの情報の経済学、社会保障論に対する批判は、独自のものである。

続いて、エイジェンシー理論を使った保険企業形態論、金融工学の保険についても考察した。本章の結論として、保険は特殊な制度であるとし、保険を金融一般と峻別すべきとした。伝統的保険学が重視した保険の本質は保険の特殊性を認識することに繋がり、伝統的保険学の再評価を行いながら、相互会社の現代的考察、保険金融論の構築、ARTの理論的考察が必要であるとして、第6章以降の考察テーマを提示した。

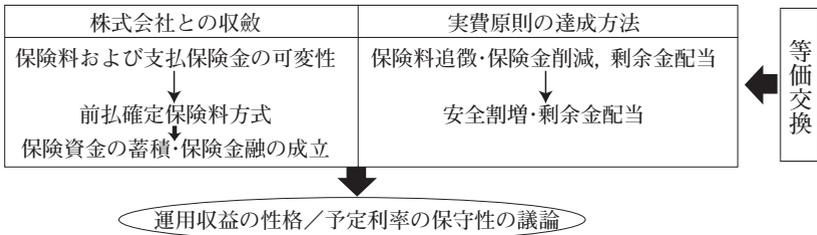
第6章では、第5章で提示した相互会社の現代的考察を行った。第4章で取り上げた相互扶助性の議論とも関連する。わが国では根強い保険相互扶助制度論の影響を受けた相互会社論やエイジェンシー理論を使った相互会社論が見られるが、これらに対して正当な相互会社論とでもいうべきものが必要とされると考える。世界的に脱相互会社化・株式会社化の動きが生じており、このような状況は、相互会社の現代的意義が問われていることであるとした。

相互会社の考察において、第4章の相互会社の相互扶助性の議論にも見て取れたように、相互会社の理念と現実の関係を認識することが重要である。この関係が十分に認識されていない議論として理念としての相互扶助を根拠に相互

会社の優位性を主張する庭田博士の「相互会社優位論」を取り上げ、保険を相互扶助と捉える誤り、相互会社を相互扶助組織とする誤りの二重の誤りを犯しているとした。理念と現実のギャップが常に相互会社の考察にまつわる問題とし、現実の相互会社を営利性を積極的に認めるという形で受け入れる長濱[1992]の議論を取り上げた。長濱[1992]は、保険金融の積極的な展開を前向きに受け止め、「高収益原則」として相互会社の営利性を認める。相互会社の現実をひたむきに把握しようとする姿勢は支持できるものの、保険金融の積極的な展開を営利性によって把握しようとするのはバブル期の方が反映したものであり、保険金融の積極化自体も相互会社特有の実費原則で把握できるのではないか。しかし、保険金融が積極化される中で、保険契約者の運用収益に対する要請の変化などを考えることは重要であり、これまでの保険金融に関する考察が不十分であったことを考えると、近代保険における保険金融の位置づけといった形で考察をする必要があるとした。これは独自の切り口である。

近代保険における保険金融の位置づけを考えるために、大塚[1983, 1984]の議論を取り上げた。そこでは、保険料及び支払保険金の可変性と剰余金配当という実費原則の手段のうち前者が株式会社との競争を背景とする相互会社の近代化によって消滅し、前払確定保険料方式によって準備金が形成されるとする。相互会社の近代化によって前払確定保険料方式に移行し、準備金形成＝保険資金の蓄積＝保険金融の展開となるのであろうが、前払確定保険料方式は資本主義社会一般の等価交換が反映していると考えべきで、この点から、直接的には確かに株式会社との競争によるのであろうが、体制原理との関係から把握すべきとした（図13参照）。これも独自の見解である。

図13. 相互会社と株式会社の収斂



保険会社が金融機関・機関投資家としての性格を強めつつあるという点を考慮しながら、保険金融について考えるためには、運用収益の性格規定が必要であるとした。実費原則の手段として契約者配当のみが残ったことにより、契約者配当を常態化するような安全割増を含む保険料がとられることとなった。運用収益における安全割増とは予定利率の保守性であるが、それを簡単なオプション理論を使って考察し、オプション・プレミアムとした。これは独自の分析である。運用収益については、かつては旧保険業法第86条準備金に象徴されるように、キャピタル・ゲインは利益と認識されなかった。こうした運用収益の把握は保険会社が金融機関・機関投資家としての性格を強め、ポートフォリオ運用が行われることによって、保険金融の桎梏となった。また、金融機関・機関投資家としての側面を強めているのは相互会社も同じであるから、資金運用の積極性という点から運用収益の利益性を考えることはあまり意味がなくなってきた。こうして、金融機関・機関投資家という側面においても相互会社と株式会社の収斂現象がみられるが、世界的な金融自由化によって、相互会社が非弾力的な組織となり、不利な組織となってきたことから、脱相互会社化の動きが生じている。そこで、その存在意義は資本主義的企業に対するアンチ・テーゼ的役割以外にないとした。現代の生命保険相互会社がその役割に積極的な意義を見いだせない限り、自ずと方向性は出てくるであろうとした。これらも独自の考えである。

第7章では保険金融論について考察した。戦前から生命保険業界人を中心とする保険金融論がみられた。また、保険そのものを相互金融と捉える保険学説「相互金融説」もみられた。戦後は、保障と金融を分断して把握する分断的資金運用論が支配的であった。その後、投資理論を駆使した資金運用論もみられたが、中身はあまり分断的資金運用論とは変わらなかった。そこで、本格的な保険金融論が必要とされているとした。戦前からの保険金融論の研究の流れを整理したが、それは独自性の高いものであり、特に「分断的資金運用論」は独自の見解である。

保険金融論は、生命保険業界人による生命保険金融論として発達したが、高度成長期に明確となってきた見解を生命保険金融の通説として「限界供給者説

に補完された『貸手の選択』論」とし、経済学や投資理論を援用して「限界供給者説」を否定する小藤[1991]を「限界供給者否定説」として比較検討し、保険の金融分析の課題を提示した。「限界供給者説に補完された『貸手の選択』論」という生命保険金融の通説の捉え方は、独自のものである。このように捉える理由は、高度成長期の生命保険金融についての常識的な見解は、生命保険会社は運用利回りを向上させるべく積極的に運用している、運用の中心は貸付金である、株式投資目的は株式配当利回りである、生命保険会社は貸付市場において限界供給者である、となるからである。これに対して「限界供給者否定説」は、生命保険会社は収益最大化を目指して積極的に運用している、株式投資が基軸であり貸付金はそのバッファである、株式投資目的は値上がり益である、とする。小藤[1991]は、限界供給者説では生命保険会社特有の運用パターンを説明できず、株価値上がり率に注目すべきとする。

小藤[1991]の批判の問題点は、批判の対象としている通説が貸手の選択論で収益最大化を前提としていることを認識できておらず、また、収益最大化を目指すことと実際に行動できるかということを混同していることである。限界供給者説の問題意識は、収益最大化を目指す貸手の選択論からは貸付金が伸びて良いにもかかわらずなぜ貸付金が伸びないのかということにある。さらに、旧保険業法第86条準備金を考えると株式投資目的を値上がり益とするのは無理であろう。

しかし、「限界供給者説に補完された『貸手の選択』論」を肯定することもできない。それは生命保険会社の株式投資を単なる利潤証券としての株式投資としているからである。高度成長期の過程は企業集団形成の過程でもあり、株式所有構造において法人化現象が生じた。生命保険会社も安定株主として株式所有を要請されたと思われ、その場合は支配証券としての株式投資となろう。株式所有構造において大きな割合を占める生命保険会社の株式投資に、支配証券としての側面があったことを無視しては、高度成長期の生命保険金融の解明は不可能であろう。これらは独自の見解である。

保険は経済的保障機能と金融的機能を果たしているので、保険会社の収益最大化の行動は両機能の統一として表れる。両機能は相互に予定し合って絡まっ

ているものとして把握すべきであるが、この絡み合いの条件は固定的ではなく、社会・経済の変化、保険企業間・隣接他産業間の競争を通じて変化するのである（笠原[1977]）。以上の笠原[1977]の見解を有力な先行業績としていわば方法論の土台に据え、保険金融の史的分析の方法論は、保険会社の収益最大化の行動原理を前提としつつも、収益最大化の行動が社会経済に規定されつつ経済的保障機能と金融的機能の統一としてどのように現れたかを分析するのが適切であるとした。しかし、保険証券を間接証券とし、資金余剰主体から資金不足主体への資金の流れで把握するような金融論を適用した分析などによって、保険金融論がこうした保険の金融分析に埋没していつている観がある。そこで、生命保険金融論、損害保険金融論、協同組合保険金融論、公的保険金融論によって、保険金融論が体系化されるべきとした。これは、独自の見解である。

第8章では保険代替現象を考察した。「保険代替現象」という問題設定自体が独自のものである。ここ30年余りの金融は金融イノベーションによって劇的な変化を見せたといえるが、保険と金融の関係も複雑化した。金融イノベーションの一環として保険を代替する手段ART（Alternative Risk Transfer）が登場し、注目されているが、キー・コンセプトの概念規定さえ行われていない状況であり、個々の手段の分析といった次元にある。しかし、保険という制度全体に与える影響や経済制度全体に与える影響といった制度論的な考察が必要である。そこで、一連の現象を保険代替現象として捉え、保険代替手段の生成・発展について考察した。「保険代替現象」という切り口、制度論的考察の必要性の主張は、独自のものである。

まず、保険代替現象を考察するにあたって、代替（alternative）という用語について考察を行った。それは、alternative investmentなどのようにalternativeという用語の使用がいろいろなところで見られるからである。経済学の代替財（substitutes）の用語の使い方なども考察しながら、英語で代替は大きくsubstitutesで示される競合的な関係の中で他のものに代えるという意味の強い代替と、非伝統的で新しい、時代にマッチしたという意味を持ち、伝統的なものに限界が生じてきたのでより時代に合ったものが代わるという意味が込められたalternativeがあるとした。その上でARTを「伝統的な保険が

不十分なところに補完的に保険に代わる」、「金融イノベーションの恩恵を受けることで時代にマッチした」リスク移転手段とした。必ずしも独自の見解とはいえませんが、用語そのものの考察にいくつかの先行業績を総合して導き出した見解という点で独自性が強い。

次に、保険代替現象において金融イノベーションが重要なので、「イノベーション」という用語の考察も行った。イノベーションといえばシュンペーター (Joseph A.Schumpeter) なので、シュンペーターのイノベーション概念を使って金融イノベーションの考察を行った。新結合ともされるシュンペーターのイノベーションは、新財貨の導入、新生産方法の導入、新市場の開拓、原料あるいは半製品の供給源の獲得、新組織の実現とされる。イノベーションをこのようなシュンペーター的意味に解するが、与件の変化の影響を無視する点を修正して、金融イノベーションの考察を行った。このシュンペーターのイノベーション概念の金融への応用は、独自のものである。

金融分野に激変が生じた契機をブレトン・ウッズ体制の崩壊に求め、金融イノベーションの代表的なものをデリバティブとストラクチャード・ファイナンスとした。この二つを中心として把握しながら、新結合の5つについて表2のように整理した。

表2. 金融イノベーション

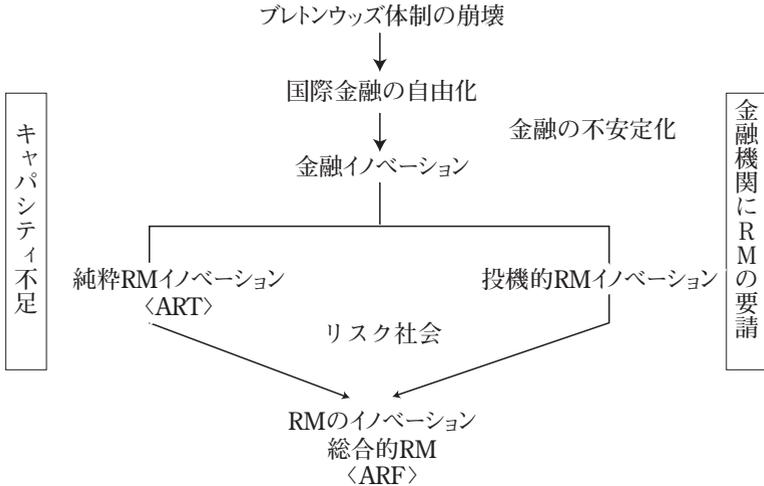
シュンペーター的イノベーション	金融イノベーション
新財貨の生産	金融デリバティブ ストラクチャード・ファイナンス
新生産方法の導入	金融工学・コンピューターを駆使したリスク配分、 キャッシュ・フロー・コントロールを行う高度・複雑 な商品開発
新市場の開拓	デリバティブ市場 ストラクチャード・ファイナンス市場
原料あるいは半製品の 供給源の獲得	デリバティブ、ストラクチャード・ファイナンスによる ヘッジ・オフバランス化による資金供給力の獲得
新組織の実現	企業合同、金融コングロマリット

そして、リスクマネジメント手段ともいえる両者の1990年代の発展は、リスクマネジメントにイノベーションをもたらした。すなわち、金融イノベーションのさらなる発展と捉えるのではなく、イノベーションが質的变化を遂げ、リスクマネジメントにイノベーションが生じたとした。これは、一大国際金融の潮流となって進展し、BIS (Bank for International Settlements, 国際決済銀行) が重要な役割を果たした。この流れは銀行の財務リスクマネジメントに関わることから、投機的リスク関連といえる。そこで、この流れを投機的リスクマネジメントのイノベーションとした。一方、1990年代には純粋リスクの分野でもイノベーションが起こっている。これは、保有における保険代替を前史とし、保険代替保有手段とARTの総合化からARF (Alternative Risk Finance) への移行という発展過程をとったとした。ARTではなくARFという捉え方は、石田[2005]を先行業績とするが、ARFを一つの到達点とする各種イノベーションの整理は、独自のものである。

さらに、保険に焦点を当てると、銀行をフォローする展開によって資金運用業務面で財務リスクマネジメントが求められたが、それに先行する純粋リスクマネジメントのイノベーションにおいて、キャパシティ不足への対応として保険会社がイノベーションの担い手となったといえるので、純粋リスクマネジメントのイノベーションを保険事業のイノベーションとした。この純粋リスクマネジメントのイノベーションが投機的リスクマネジメントのイノベーションと合流しつつ、リスクマネジメントのイノベーションへと進化したとした。この過程で保険事業自体がリスクマネジメント業へと進化しつつあるが、金融機関全般にリスクマネジメント業になってきているので、競争が激化してきたことを意味するとした。この一連の見解も、独自のものである (図14参照)。

イノベーションが取り上げられることは多く、その場合シュンペーターに言及されることも多いが、何のためにシュンペーターを取り上げたのかが明らかでなく、イノベーション概念も曖昧な分析が多い。これに対して、シュンペーター的イノベーションの概念を使って、各種イノベーションを考えたことは、独自性の高い分析といえよう。

図14. 各種イノベーションの関係



(注) RMは「リスクマネジメント」のことである。

第9章も保険代替現象に関わる考察であるが、その生成・発展を考察した第8章に対して、ARTの定義・概念規定を含む理論的考察を行った。保険代替現象で重要なことは、保険代替手段がどのように保険を代替するかということであるが、そのために保険の概念、機能・方法が明確にされなければならない。すでに本書で明らかにしている保険の概念を保険と金融の密接な関わり合いを意識して、保険のファイナンス、オプションという面に重点を置いて、次のように捉えた。

保険は、個々には一種のオプション契約である保険契約を通じて全体として保険団体を形成し、保険加入者に何ら義務のない資金を調達する（ファイナンスする）オプションを提供して経済的保障を達成する制度である。

伝統的保険学の保険学説の延長線上にある予備貨幣再分配説に従った保険の概念を、ファイナンス、オプションの枠組みで解釈し直したものといえる。い

わば予備貨幣再分配説の金融論的解釈である。こうした発想自体が、独自のものである。この保険の規定に沿って保険の要件を次の3点とした。

- ①返済義務等何ら義務のないファイナンスによる経済的保障の達成
- ②予め決めた偶然な出来事（イベント）＝保険事故を条件としたファイナンス
- ③保険団体形成によるリスク分散

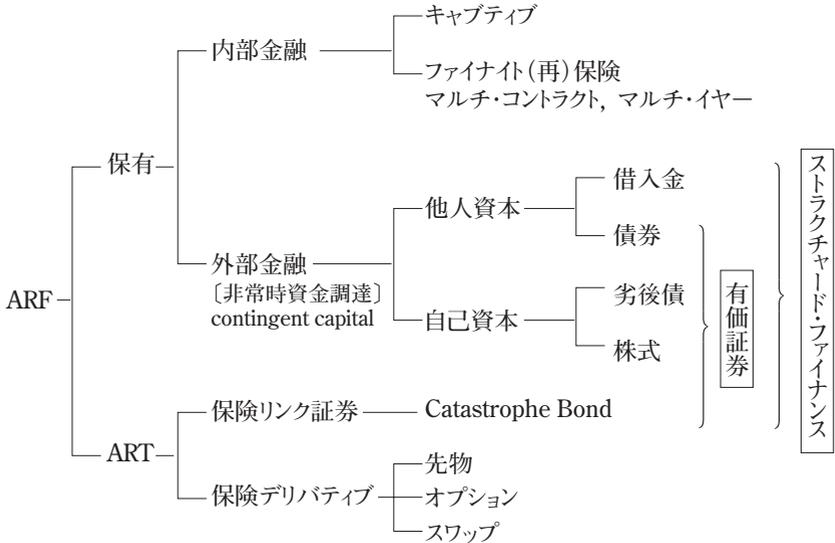
このような保険の要件から保険の成立には限界があるが、保険の限界は相対的なものであり、保険の限界を乗り越えるべく多種多様な保険が存在する。保険の多様性を前提としつつ、保険をオプション付ファイナンスと捉え、この保険の「何を」、「どのように」代替するのかという観点から保険代替手段について考察した。そこでは、リスクマネジメント手段としての保険（リスク移転）と保有の関係を保有の中でもとくに重要なキャプティブを取り上げながら考察し、そのような考察を保険史と結び付けて保険代替手段の範囲を画するという方法をとった。この方法は、独自のものである。

保険史的には、資本主義社会における最善の経済的保障制度である保険は、その絶対的な位置づけのもとに経済的保障の不備（範囲・水準）に対して、保険の社会化（範囲）、保険の混合経済化（水準）で対応し、経済的保障制度を発展させたとした。しかし、保険代替の動きは保険を相対化する動きを含み、近年の市場主義のもとでは保険の限界の克服は市場による限界の克服が指向され、そのような動きが保険と金融の融合などとされている。このように保険史の視点を入れると、保険の限界の克服は保険の社会化、保険の混合経済化などによっても試みられており、このような現象と保険代替現象を峻別するという視点がないために、ARTの定義・分類が判然としないとした。こうして、従来ARTに含まれることの多いレシプロカル、相互保険組合、免責金額、賦課方式はARTに含めるべきではないとした。このような考察が正に理論的考察に向けたものであり、独自のものである。

以上のように、ARTの理論的考察を志向してARTの範囲を絞り込みつつ、保険を代替する動きを保有を含めたARFの動きとして、その理論的分類を試みた（図15参照）。結論として、保険代替現象における保険の動向として、保険はその特質である保障性をどのように展開していくかが注目されるとした。保

險と金融の融合と称して、保障が投機に呑み込まれる危険性を牽制している。

図15. ARFの理論的分類



(出所) 小川[2008]p.271, 図9.3。

第10章は結論の章である。「保険と金融の融合」などとして使われる「融合」という用語について考察した。「融合」というよりも「錯綜」とでもいうのが実態を反映しており、金融工学の保険と金融に関する同質性の議論を撰取しながら保険と金融の異質性を明確にしていくことが、今後の保険学が目指すべき方向とした。

保険は金融、リスクファイナンスといえるが、経済的保障を意味する点で異質とすべきとした。こうした保険の独自性に注目すべきとし、そのようにすると、同質性の議論において要の用語であるリスクも独自の意味をもった用語となるとした。その場合、リスクの前提といえる偶然性という用語が重要であり、リスクの保険独自性について、偶然性に焦点を当てた考察が必要であるとした。確率論的な切り口で偶然性を考察し、必然、不可能、不確定性、可能性とともに

に偶然性の内容を明らかにした。しかし、生命保険を考えると保険における偶然性の考察が必要であり、その偶然性とは相対的偶然性を含む通説的な偶然性であり、リスクもif risk, when risk, how riskが対象となるとした。保険の独自性を意識して、ここに保険偶然性を経済的攪乱を引き起こす可能性のある様相とし、リスクを「偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性」とした。保険に関連する、必然、不可能、不確定性、可能性、偶然性という用語およびリスクの定義は、石田[1979]の議論に拠っている。

最後に、伝統的保険学の再評価とは、伝統的保険学の批判的継承にあり、その具体的な方向を明確にするための現代保険学の課題とその克服の枠組みを明らかにした。現代の保険現象の特徴を「保険代替手段も登場しながら、多種多様な保険が提供されていること」とし、そのため保険の全体像の把握が重要であるとした。しかし、市場経済化の中で保険の分析がもっぱら私的保険を対象とし、体系的・総合的考察に弱いので、この弱点の克服が課題であるとした。その課題の克服のために、原理論として保険の二大原則に基づく予定調和説的な世界を想定し、現実には大数の法則の成立が容易ではないことから、保険技術が重要となる。この保険技術は保険企業によって適用されるが、そこに保険企業の主体性が発揮され、個々の保険の性質として反映され、原理論を現実に接合する保険経営学が重要となる。こうして、保険の原理・原則、保険経営、保険の運営主体・経営主体、保険技術、保険金融論、公的保険論から保険学の枠組みを考えるべきとした。

5. 先行業績との関係

充実した研究を行うためには幅広くいろいろな文献、先人の業績をカバーすることが必要であるが、体系的な思考のためには特定の学問的立場に立つことが要請されよう。このよう意味での特定の立場に立つとき、直接的な先行業績は実際にカバーされた先行業績全体からみれば限られるであろうが、本書の場合は特に限定されており、庭田博士、石田博士、真屋博士の3名の研究が直接的な先行業績といえる。本書における3者の関係は、庭田保険学を石田、真屋両博士の保険分析に拠りながら批判的に継承するというものである。したがっ

て、きわめてシンプルといえる。そこで、本書の特徴を先行業績との関係で示すために、伝統的保険学の課題として庭田保険学の課題を提示し、石田、真屋両博士の保険分析について考察し、これらの保険分析で本書においてどのような庭田保険学の批判的継承が試みられているかを述べることにする。

庭田保険学の特徴は、次の通りである。保険の本質を経済的保障・予備貨幣の蓄積に求め、相互扶助を保険にとって必須のものとする（庭田[1995]）。この保険本質論が保険学説「経済的保障説」であり、当初の「予備貨幣説」を発展させたもので、保険本質論争を終結させた最高位の学説との評もある（本田[1978]p.38）。経済的保障説は、社会保険、協同組合保険をも含む保険の総合的定義、保険の経済的保障機能、金融的機能の融合的定義とされる（庭田[1972]pp.293-295）。定義文は次の通りである。

「保険とは、家庭ならびに企業が、その経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が相互扶助的に結合し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその主たる方法とする。」（庭田[1995]p.36）

保険の機能を経済的保障機能と金融的機能に求める。両機能を保険の二大機能として把握し、保険の金融面が重視されている。保険の二大機能の把握と呼応して保険利潤の源泉を経済的保障機能に関わる手数料的利潤と金融的機能に関わる金融利潤という二元的に把握するそれまでの通説に対して、今日の保険利潤の源泉は金融利潤であるとする。すなわち、「本質的機能は保障、決定的利潤源泉は金融」（庭田[1985]p.233）とするものである。保険利潤学説としては「利差説」といわれ、保険利潤源泉論争の過程では批判が多かったが、論争の中心を占めた印南博吉博士が後に利差説を支持したことに象徴されるように（同pp233-234）、利差説も保険利潤学説として最高位の学説といえよう。なお、庭田博士は、保険利潤源泉論を保険金融論の一部としている（同p.234）。

保険の二大原則、給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則を厳格に把握して保険を捉え、二大原則間では収支相等の原則よりも給付・反対給付均等の

原則をより重視する。この点については、庭田博士と近藤博士との間に論争があったが、必ずしも決着を見ていない。

次に、伝統的保険学としての庭田保険学を乗り越えるという研究姿勢から問題点ないし課題を指摘すれば、次のとおりである。

保険的な制度は太古の昔から存在したといえるので、保険的な制度に共通する普遍的要素・超歴史的な要素というものがあるといえよう。他方、保険的な機能を果たす制度が近代資本主義社会では保険という制度になったということは、保険に近代資本主義という歴史的段階を反映した歴史的要素があると考えられる。したがって、保険学説としては、保険の有する超歴史的要素、歴史的要素が正しく認識されなければならない。この点において、経済的保障説は保険の超歴史的要素を経済的保障に求め、歴史的要素を予備貨幣の蓄積に求め、両要素が認識されている点において、それまでの学説を超える最高位の学説といえよう。しかしながら、超歴史的要素の経済的保障概念については、リスクが非常に重要となってきたなかでリスクとの関係を重視する必要がある。なるほど、庭田博士がいうとおり、経済的保障は、損害填補はもとよりリスク転嫁も含み、損害保険、生命保険は言うまでもなく、社会保険、協同組合保険も含まれ、私保険・個人保険・普通保険と社会保険、協同組合保険を同一的に意義づけることができる優れた概念であるが（庭田[1972]pp.293-295）、リスクとの関係をもっと持たせる必要があるだろう。それは、リスクを介した保険と金融の同質性の議論に対して異質性の議論を展開する必要があるからである。また、リスクを介した同質性の議論の中でARTに関する考察が重要となっているが、これはより広く保険を代替する現象、保険代替現象として把握し、理論的な分析が必要とされる。これらの点を考えると現代の保険本質論は、リスクとの密接な結びつきを求められているといえよう。加えて、経済的保障説では保険を予備貨幣蓄積概念で把握するが、予備貨幣蓄積概念では保険料——保険資金——保険金という保険現象の保険料——保険資金という過程しか把握できない。

さらに、経済的保障説の有する問題点としてもう一つ指摘できるのが、保険の相互扶助性の把握である。保険は特有の貨幣の流れを形成する制度であり、その流れの基本は多数の保険加入者が支払った比較的少額の保険料を少数の保

險事故に遭遇した保険加入者に比較的多額の保険金として再分配する流れといえ、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換するのが保険といえる。したがって、その貨幣の流れは「一人は万人のために、万人は一人のために」といった相互扶助的な流れである。しかし、保険が生成・発展した社会は、個人主義・自由主義・合理主義で特徴づけられる資本主義社会であり、かかる資本主義社会で保険が生成・発展し、社会に定着したのは、保険が土台の資本主義社会とマッチしたからではないのか。すなわち、保険そのものが個人主義・自由主義・合理主義という資本主義的性格を有するからであろう。資本主義的な保険が貨幣の流れとしては相互扶助のような流れを形成するといえるが、あくまで保険は資本主義的な制度と解すべきではないか。保険が資本主義的制度であるということは、保険理論の核心である保険の二大原則を考えれば明らかであろう。しかし、社会保険や協同組合保険のように相互扶助とかわる保険があるのも事実である。そこで、保険の相互扶助にかかわる問題は、「相互扶助と反対の資本主義的制度である保険がなぜ相互扶助とかわるのか」との問題設定がなされるべきではないか。

また、経済的保障説は、社会保険の包摂が不十分である。これは保険の原則観とも関連する。情報の経済学を使った外的外な社会保険の議論を阻止するためにも、社会保険論の構築が必要である。そして、社会保険論は社会保障の一部としての社会保険との位置づけのみならず、公的保険の一部としての社会保険との位置づけも必要である。この点に関連して、公的保険論を構築し、社会保障論議に積極的に関わることが必要である。

保険利潤にかかわる問題もある。保険が発達、したがって、予備貨幣の蓄積量が増大すれば、利差説が主張するように金融利潤が主たる利潤の源泉になるであろう。しかし、保険事業自体は保障業務、資金運用業務の相互関連で展開され、両業務の統一として把握されるべきであることから、利潤源泉論としては、あくまで保障利潤と金融利潤の2元的に捉え、両者の関係として捉えるべきである。両者の関係として、保険が発展し、したがってまた予備貨幣の蓄積が進んだ段階では、金融利潤が主たる源泉となり、場合によっては金融利潤一本に依存することも見られると理解すべきであろう。たとえば、キャッシュ・フ

ロー・アンダーライティングでは金融利潤が利潤源泉であるといえるが、保障利潤がマイナスであるということとセットで把握されるのでなくては意味がない。保険事業を保障業務と資金運用業務の相互関連として把握し、保険金融の展開を考察する必要がある。そのためには、利差説のような利潤源泉に対して一元説を取るべきではない。しかし、両業務の統一として展開される保険金融に利潤獲得の動きが集約されるといえるので、保険利潤源泉論を保険金融論の一部とするのは妥当であろう。

以上の伝統的保険学の課題をまとめれば、次の通りである。

- (1) 保険の同質性の議論を批判し、異質性の議論を展開するために経済的保障概念とリスクの関係を密接にする。
- (2) 保険現象を捉えきれない予備貨幣蓄積概念を克服する。
- (3) 相互扶助と反対の性格を有する保険と相互扶助との関わりについて理論的な説明を与える。
- (4) 保険の二大原則のいずれを重視するかという決着していない論争点を解決する。
- (5) 利差説を乗り越える保険利潤源泉論を含む保険金融論を構築する。
- (6) 新しい保険現象である保険代替現象を分析の対象とする。
- (7) 社会保険の議論に資する公的保険論を構築し、社会保障論議に積極的に関わる。

次に、石田、真屋両博士の保険分析をみるために、石田＝真屋[1979]『保険理論の新展開』を取り上げたい。同書は8章構成であり、第1、2章は両博士それぞれの保険理論に対する基本的な問題意識が展開されるが、これらの章はその後の両博士の研究の見取り図的な役割を果たしている重要な章といえ、その後の両博士の研究の方向性が示唆されていると同時に、伝統的保険学の課題の克服のヒントが含まれている。

第1章「現代における保険(1)」(真屋[1979])では、真屋博士の基本的な問題意識が展開される。そこでは、「合理的料率制度の前提ともいべき大数法則自体の有する限界については、従来の保険経済学は深く追及しなかったよう

である」(同p.11)との問題意識のもとに、一見客観的、中立的に見える大数法則の利用、したがってまた科学的な保険料計算を「実は保険企業がより確実かつ効率的に最大の利潤を獲得しうるように保険料率を操作することにほかならなかったのではないか」(同p.12)と批判する。従来科学的とみられていた大数法則の適用や保険料計算の科学性が絶対的ではないことを指摘したといえる。保険の原理は、単純化していえば、経済的保障を達成する貨幣の流れが、給付・反対給付均等の原則に応じて保険料を徴収し、そのような保険料を徴収しながら同質の危険を大量集積して大数法則が働けば、収支相等の原則が達成されるという形で形成されるものであるから、大数法則が保険の二大原則を結びつける重要な役割を果たしているといえる。したがって、大数法則適用の科学性の絶対性を否定する真屋博士の見解は、保険の二大原則の適用に関する絶対性を否定することにも結びつくであろう。そこで、真屋[1987]では、前述の保険の二大原則のいずれを重視するかという庭田博士と近藤博士の論争を取り上げ、保険の原理・原則自体を重視し、さらに、給付・反対給付均等の原則を収支相等の原則より重視する庭田博士の見解を批判することになったのではないか。そして、この批判が保険の原理・原則を相対的なものとして把握する保険原則観となり、保険現象を捉えきれていない予備貨幣蓄積概念への批判とがあいまって、独自の保険学説である「予備貨幣再分配説」(真屋[1991])へ発展したと考える。予備貨幣再分配説は、保険を予備貨幣の蓄積ではなく、再分配と捉える。

庭田博士が予備貨幣説を経済的保障説に修正した理由の一つは、保険学説に社会保険を包摂させるためと思われるが、給付・反対給付均等の原則を第一原則とする限り、社会保険の包摂は困難であろう。なぜならば、給付・反対給付均等の原則を適用しないのが社会保険の特徴といえるからである。また、保険を予備貨幣の蓄積ではなく予備貨幣の再分配と捉えれば、保険現象を保険料——保険資金——保険金の全過程で把握することができよう。したがって、先に設定した伝統的保険学の課題(2)、(4)については、予備貨幣再分配説に依拠することによって克服することを目指すべきである。

第2章「現代における保険(2)」では、石田博士の基本的な問題意識が展

開される。石田博士は、「経済的保障の概念は、現代保険の本質を表すのに最も確かな概念と言えよう」（石田[1979]p.46）と経済的保障概念を高く評価したうえで、保険においては不確実性・不確定性、リスク・危険、損害・損失、経済的ニーズが経済的保障の前提になるとして、これらの用語の関係を整理する。不確実性・不確定性とリスクの関係などの議論がそれまでの研究に散見されるものの、十分に理論化されていなかった。また、偶然性については、本来「偶然」という用語は哲学的な難解な用語であるが、「偶然なくして保険なし」といわれるほど保険にとって重要な用語であるにもかかわらず、保険学は深くこの用語を考察していない。これらの用語を経済的保障説の立場から整理を試みたものといえる²⁾。

石田[1979]では、保険は偶然事象による経済的ニーズに関して、経済的保障を達成する制度とし、事象を確率が0または1の「確定性」、確率が0でも1でもない「可能性」に分ける。可能性をさらに確率が求められる「不確定性」と確率が求められない「不確実性」に分ける。不確定性は確率・予測値の周辺の標準偏差に関連する概念とし、「保険は多数の法則に基づき、危険にさらされる客体を多数集積して、事象の発生確率が一定の値に収束し、偏差が可能な限り小さくなることを前提としている」（同p.50）ことから、保険におけるリスクは不確定性ではなく、「不確定性を含めた可能性」（同p.50）とする。経済的ニーズの概念については、損害・損失の填補や所得喪失、臨時支出による必要・入用を包含して、経済的ニーズの概念を用いてリスクが損害保険のみならず生命保険にも適合するように配慮する。このように一連の用語を整理し、リスク・危険を可能性として捉えて、「リスク・危険は偶然事象ならびに経済的ニーズの発生の可能性」（同p.50）とする。さらに、可能性のうち不確定性が保険の対象となるとしつつも、再保険の活用、保険の国営化などによって、不確実性の場合でも保険の対象となる場合があることが指摘され、事象の区分による保険化の可能性の基準が絶対的ではないことが示唆されている。

およそ保険とリスクの関係で重要な用語が網羅され、かつ、体系的に整理さ

2) この時点（石田[1979]）の経済的保障説には、「相互扶助」という用語はなかった。

れているといえる。また、保険の本質を経済的保障に求め、経済的保障とリスクの関係について考察している点でも優れている。そして、なんといっても重要なことは、経済的保障とリスクの関係を考察することでリスクを処理することの意味が明らかにされていることである。ここに、リスクを介した安易な保険と金融の同質性の議論に対して異質性の議論を展開するポイントがある。さらに、リスクの定義も優れている。石田博士のリスクの定義、経済的保障に関わる一連の用語の整理に基づいて、課題（1）の克服を目指すべきである。

また、石田[1979]では保険の団体性と相互主義をめぐる議論が展開されるが、そこでの議論が保険の相互扶助性に関する考察に途を開く。石田 [1979] では、印南博士が保険学説・経済準備説の「保険とは、・・・」を「保険事業とは、・・・」に修正した点を次のように批判する。「保険が保険事業として運営され、経営されることと不可分であるにしても、またいかなる事業主体・経営主体によって営まれるかに拘わらず、制度としての保険に固有の性質・特質があるはずであり、他方、保険をその事業の対象とする場合、その運営主体・経営主体の性格によって異なった属性が現れてくるはずである。」(同pp.56-57) いわば「制度としての保険」と「事業としての保険」の関係に関する指摘であり、両者が直結するとは限らないとする指摘といえよう。明示されていないが、石田博士の見解は保険一般＝制度としての保険と個々具体的な保険＝事業としての保険として分けて捉えられていると思われる。石田[1979]では、このような立場から保険事業の相互扶助性をめぐる次のような議論が展開される (同 pp.57-64)。

技術的団体性・相互性がなくては保険制度の存立はありえず、これはいかなる事業形態にも共通することであるが、技術的団体性・相互性に精神的な意味での相互扶助・助け合いの精神が付加されるか否かは、保険事業の運営主体・経営主体の性格によって異なってくるとする。その上で歴史的考察として、保険の歴史的な発展において相互扶助精神の役割を軽視し、続いて、協同組合保険、社会保険・公的保険、相互会社について考察する。協同組合保険については、組合員の相互扶助精神のもとに組織され、運営されてきたが、資本主義社会に基盤を置く以上利潤追求原理が採られるようになるとする。社会保険につ

いては、保険性と扶養性の二面性があるとし、扶養性が相互扶助意識に結びつくものの、社会保険以外の公的保険については相互扶助精神が希薄であるとする。相互会社については、当初から相互扶助精神は希薄であり、営利保険企業と性格付けられるとする。さらに、民営保険、協同組合保険、国営保険の同質化現象も指摘し、保険事業の相互扶助性について否定的であるが、保険と福祉の関わりを重視しているのが興味深い。

以上の石田博士の見解は、「制度としての保険」と「事業としての保険」を峻別し、保険企業を介在させながら保険の本質と個々具体的な保険の性質との関係を見事に説明しているといえる。この議論で課題（1）、（3）の克服を目指すべきである。

課題（5）については、庭田保険学における保険の二大機能の把握を基本とし、保険利潤源泉論としては、利差説は金融利潤のみでの保険利潤の可能性を示す理論と捉え、あくまでも保険利潤を保障利潤と金融利潤の統合として捉えるべきである。この点に関しては、方法論的土台を前述の笠原[1977]に置き、保険金融を相対化させた予備貨幣再分配説を修正して適用し、課題の克服を目指すべきである。

次に、課題（6）である。これについては、伝統的保険学の特徴である保険の本質重視の姿勢を貫き、保険の本質を明らかにした上で、「何が」保険の「どの部分」を代替するのかを明らかにする姿勢が必要であろう。保険代替現象の分析は、保険代替手段の分析が中心となるであろうから、リスクマネジメント手段の分析、リスクとの関係が重要となる。また、保険代替現象は保険と金融が錯綜する現象ともいえるので、金融論から謙虚に学ぶ姿勢が重要である。そのために、単なる手段の分析に終わるのではなく、経済的保障との関係、保険の本質との関係が重要である。経済的保障制度としての保険に、保険のオプション性、ファイナンス性から焦点を当てることによって、保険学が金融論的保険論に墮することのないようにしなければならない。そのために予備貨幣再分配説の金融論的解釈を行う必要がある。また、それを金融論、金融工学との接点とすべきである。課題（6）は課題（1）、（2）と関わるといえ、経済的保障をめぐる一連の用語の整理、予備貨幣再分配説を通じた保険の本質考察

に基づいて課題の克服を目指すべきである。

残る課題は（7）である。まず、真屋[1991]に基づき保険の原則を柔軟に把握して社会保険を十分に射程に入れる。その社会保険を含む公的保険の把握が重要であり、明確な保険の分類に基づく公的保険の規定が必要である。多種多様な保険の存在からさまざまな保険の分類基準があるが、現代社会における保険の意義と限界を探るために、俯瞰的に保険を把握する保険の分類基準が必要である。そのような保険の分類基準は、当然土台である社会経済に対応したものであり、社会経済が福祉国家・混合経済であることから公的保険・私的保険を軸とし、経済的保障制度が三層構造を成していることに対応したものでなくてはならない。真屋[1991]では、従来の呼称や基準が曖昧であった公的・私的な保険の分類基準が明確にされ、また、経済的保障の三層構造にも言及されている。この議論に基づき、課題（7）の克服を目指すべきである。

以上の庭田保険学の課題、石田＝真屋博士の保険分析と本書の考察箇所の対応関係を整理すると、表3のようになる。

表3. 庭田保険学と石田＝真屋保険分析の関係および本書の箇所

	庭田保険学の課題	石田＝真屋の保険分析	本書
1	保険の同質性の議論を批判し、異質性の議論を展開するために、経済的保障概念とリスクの関係を密接にする。	石田 [1979]	第10章
2	保険現象を捉えきれない予備貨幣蓄積概念を克服する。	予備貨幣再配分説	第2章
3	相互扶助と反対の性格を有する保険と相互扶助との関わりについて理論的な説明を与える。	「事業としての保険」と「制度としての保険」の視点 (石田 [1979])	第4章
4	保険の二大原則のいずれを重視するかという決着していない論争点を解決する。	予備貨幣再配分説	第2章
5	利差説を乗り越える保険利潤源泉論を含む保険金融論を構築	(笠原 [1977])	第6,7章
6	新しい保険現象である保険代替現象を分析の対象とする	予備貨幣再配分説の金融論的解釈	第8,9章
7	社会保険の議論に資する公的保険論を構築し、社会保障論議に積極的に関わる。	真屋 [1987, 1991]	第3,5章

6. 課題

さまざまな指摘を受けたが、問題意識は重なっているものが多いのではないかと感じられた。それは、使用している用語が特殊であり、伝統的保険学の大きな問題点の一つである特殊性・閉鎖性を引きずっているとの問題意識である。伝統的保険学の再評価をすべきとし、図1で示した一般性と特殊性との関係で特殊性の極へ向かえと主張したわけであるが、「庭田保険学」という個人の名前を使った表現自体に疑問が出され、また、本書のキー・コンセプト「予備貨幣」についても専門用語としての汎用性、定着度合いといった点から疑問が出された。

参加者の多くは、筆者と全く逆の立場に立っていると思われた。リスクという用語、機能、一般性を重視する立場、すなわち、リスクという用語を基軸として分析対象の保険を機能的に把握し、保険学の一般的な分析を指向する立場である。こうした学問的立場の違いは、使用する用語からして異なるところが、往々にして議論が噛み合わないが、報告した研究会は大変開放的であり、自由闊達に議論する雰囲気にあふれている場であったので、学問的立場の違いというよりも、保険学の発展を願った一般性・汎用性といった観点からの指摘と受け止めるべきと考えた。

さらに、用語に対する疑問・批判は専門用語ばかりでなく、「制度」、「機能」といった一般的な用語にまで及んだ。「経済的保障機能」、「金融的機能」については、「これは『機能』というよりも『効果』ではないか」、「経済的保障機能、金融的機能とは何か」、「二大機能として捉えることと保険の本質との関係はどうなるのか」、「『制度』、『機能』という言葉がたくさん出てくるが、どういう意味で使っているのか」などである。それぞれの用語については、一応本書でそれなりの説明はしているつもりであるが、これらの質問・批判はより根源的な問題との関連で発せられたのであろう。特に制度、機能という用語は、保険と金融の同質性・異質性の議論、あるいは、今回の報告で取り上げた保険学の一般性と特殊性の問題とも関わる本書の核心部分といえるだろう。基本的なアプローチに関わるともいえ、単純化していえば、同質性・一般性重視は機能派、異質性・特殊性重視は制度派といった分け方になるのか。本書の核心に

触れる大変重要な一連の質問ではあるが、あまり議論が噛み合わなかった。議論が噛み合うようにすることも今後の重要な研究課題であり、それを考えるにあたっては保険学の一般性と特殊性の問題が軸になると感じた。ここでは保険の金融的機能ないし二大機能の把握について、補足的な説明をしておきたい。

第6章「相互会社の考察」で前払確定保険料方式を単に株式会社と相互会社の競争から定着した取引形態とするのではなく、資本主義社会における等価交換の法則が働いたとすべきとして、体制との関係を重視するとの考えを示した。また、そのことから前払確定保険料方式を近代保険のメルクマールとした。このように近代保険を把握するならば、保険本質論の次元でいわば保険金融を必須のものとして捉えることとなり、このような捉え方からすれば、保険現象は保険料——保険資金——保険金となり、保険の機能を経済的保障機能と金融的機能と捉えることになる。保険に求められる本来の機能からすれば、経済的保障機能は、本来的・本質的機能といえるのに対して、金融的機能はそのような機能を果たすために保険が前払確定保険料方式により取引ないし取扱われることで発揮されることとなった機能といえるので、付随的・派生的機能とされよう。しかし、本来的・本質的機能と付随的・派生的機能といった違いを指摘できても、前払確定保険料方式を近代保険のメルクマールと捉えるならば、保険の本質の次元において金融的機能を経済的保障機能に並ぶ機能として把握すべきとの考えとなり、保険の機能を二大機能として捉えるものである。二大機能として捉える見解は先行業績にもみられるが、前払確定保険料方式を近代保険のメルクマールとして保険金融を必須のものと把握する一連の論理は独自のものである。また、このように前払確定保険料方式との関係で保険金融を必須のものとする立場といえるので、予備貨幣再分配説が保険金融を相対化する点を批判することになる。いずれにしても、経済的保障機能と金融的機能を二大機能とする捉え方に対しては、異論はあろうがその考え自体はあまり抵抗なく受け入れられる見解であると思っていたので、この点に関する質問が出たことに驚いた。保険の金融論的分析を批判しながらも保険者の資金運用を保険金融として重視し、保険の機能を二大機能として経済的保障機能と金融的機能で捉え、保険金融論の構築まで提唱する考え方の枠組みが理解し難いということである。

うか。いずれにしても、この点の説明は当初思っていたよりも伝わり難く、もっと丁寧に説明した方が良いと感じたので、ここで補足した。

「方法論的な論争よりも、分析の有効性が勝負した方が良いのではないか」との指摘も受けた。議論のすれ違いを考えると、非常に重要に思われる。あまりに学問的立場が違えば、互いの用語が特殊用語となり、議論が噛み合わないまま非生産的な議論になってしまう危険性がある。もちろん、立場が違うが故に鋭い指摘ができるということもあろうし、学問の自由、開放性から当然議論を排除すべきでもないだろうが、方法論的論争も、結局は分析の有効性に結びつかなくては本末転倒であろう。この点からすれば、本書の性格は現在の保険分析の批判が多く、再評価しようとする伝統的保険学の分析面での有効性に関する論述が少ないとの問題意識から発せられた指摘が多かったように思われる。それを象徴するのが、「予備貨幣再分配説の応用可能性は」という疑問であろう。保険学の発展性との関係から発せられた、伝統的保険学を継承した保険分析の有効性は何かという核心的な問いかけであろう。この点は、第9章における予備貨幣再分配説の金融論的把握にあるといえるが、このような疑問が出されないような具体的な成果が求められているのであろう。

ここに今回の議論を通じて、次のステップが明確になったといえる。それは、分析の有効性を前面に出した研究成果を出すことであろう。方法論的批判の比重が高かった本書から、分析の有効性を前面に出した次なるステップへということである。もともと本書は、課題を提示しながら体系的考察を試みたが、個々の問題についての考察を深める作業は今後の課題とした。個々の問題について考察する作業を通じて、分析の有効性を示すべきであるが、その有効性に保険学の一般性と特殊性の問題が密接に関連するであろう。

人々に広く受け入れられているという状態を一般性とすれば、学問的な一般性とはその時に広く受け入れられている学問ということになるだろうが、それは別に中立・普遍的なものに限られないであろう。長い歴史の中で生き残り普遍的なものになっていくものもあろうが、長い歴史からすれば、一時的に有効に過ぎない一過性のものもあろう。そうすると、一般性にはその時の一過性の流行りものが入り込むこともあり、一過性のものと普遍的なものを見極めが重要と

なる。また、およそ研究には独自性が求められる。このように考えると、単に流行に過ぎないかもしれない一過性のものを排除した一般性を見極め、分析対象の特徴から求められる特殊性および独断と偏見ではない研究の独自性としての特殊性に注意をしながら、保険学における一般性と特殊性の問題に決着をつけるしかないであろう。たとえば、今回指摘を受けた「予備貨幣」という用語も、一般性との関係から使用を避けるべきか、あくまで独自性としての特殊性を容認して使用すべきかが問題となるが、この問題を決着させるのも、結局は分析の有効性であろう。

参考文献

- Gurley, John G. and Edward S. Shaw [1960], *Money in a Theory of Finance*, Washington, D.C., The Brookings Institution. [桜井欣一郎訳 [1967], 『貨幣と金融』改訂版, 至誠堂]。
- 本田守 [1978], 『保険総論』成文堂。
- 堀勝洋編 [2004], 『社会保障読本』第3版, 東洋経済新報社。
- 印南博吉 [1956], 『保険の本質』白桃書房。
- 石田重森 [1979], 「現代における保険 (2)」石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信。
- [2005], 「保険業を取り巻く新たな動向」『現代保険学の諸相』(松島恵博士古稀記念) 成分堂。
- 笠原長寿 [1977], 『保険経済の研究』未来社。
- 小藤康夫 [1991], 『生命保険の発展と金融』白桃書房。
- 真屋尚生 [1979], 「現代における保険 (1)」石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信。
- [1987], 「保険制度をめぐる自由と平等——予備貨幣説の再検討」真屋尚生=石田重森編『新時代の保険』(庭田範秋先生還暦記念論文集) 千倉書房。
- [1991], 『保険理論と自由平等』東洋経済新報社。
- 水島一也 [1985], 『近代保険の生成』2刷, 千倉書房。
- 長濱守信 [1992], 「新相互会社論」『保険学雑誌』第538号, 日本保険学会。
- 庭田範秋 [1960], 『保険経済学序説』初版, 慶應通信。
- [1962], 『わが国近代保険学の発展』慶應通信。
- [1964], 『社会保障の基本理論』慶應通信。
- [1966], 『保険理論の展開』有斐閣。

- [1970],『保険経営論』有斐閣。
- [1972],「協同組合保険の新理論」庭田範秋＝平井仁『協同組合保険の歴史と現実』共済保険研究会。
- [1973],『社会保障論——現代における保障と保険の理論』有斐閣。
- [1974],『現代保険の課題と展望』慶應通信。
- [1976a],「イギリスにおける保険事業の諸特性と問題点」庭田範秋＝庭田芳子『保険におけるイギリスと日本——保険社会学への序章』共済保険研究会。
- [1976b],「保険総論」木村栄一＝庭田範秋編『保険概論』有斐閣。
- [1976c],「社会保険」木村栄一＝庭田範秋編『保険概論』有斐閣。
- [1978],「社会保障の基本理論」増補改訂版, 慶應通信。
- [1979a],『損害保険の経済分析』千倉書房。
- [1979b],『現代生命保険の課題』東洋経済新報社。
- [1979c],「わが国保険企業形態をめぐる現代的考察」『三田商学研究』第22巻第1号, 慶應義塾大学商学会。
- [1981],『社会保障と個人保障』慶應通信。
- [1982],『社会保障の課題と財政』千倉書房。
- [1983],「環境変化と生命保険——近未来社会を生きぬく生活保障事業の条件」東洋経済新報社。
- [1985],「保険経営における競争激化と金融問題」庭田範秋編『高齢者の生活保障と年金問題』成文堂。
- [1986a],『生活設計と生活保障』東洋経済新報社。
- [1986b],『競争時代の保険・共済』慶應通信。
- [1987],『共済は保険を越えられるか』共済保険研究会。
- [1988],『新種保険論』初版, 慶應通信。
- [1989],「生命保険論」庭田範秋編『保険学』成文堂。
- [1990],「保険における営業性と福祉性」庭田範秋編『保険における営業性と福祉性』東洋経済新報社。
- [1992],「保険の側よりする業際対応」庭田範秋編『保険経営学』有斐閣。
- [1993],「協同組合保険とその時代」庭田範秋編『新保険学』有斐閣。
- [1995],『新保険学総論』慶應通信。
- 小川浩昭[2008],『現代保険学——伝統的保険学の再評価』九州大学出版会。
- 大塚英明[1983],「保険相互会社概念の再構成(1)」『損害保険研究』第45巻第3号, 損害保険研究所。
- [1984],「保険相互会社概念の再構成(2・完)」『損害保険研究』第45巻第4号, 損害保険研究所。

○本稿は、2007年度西南学院大学特別研究Cによる研究成果の一部である。

(2008年8月稿)